

(陳受29第3号)

建築確認行政の公平適正な運用を求めることに関する陳情

受理年月日

平成29年2月15日

陳情者

陳情の要旨

建築確認事務が東京都から武蔵野市へ移管されて20年が経過しますが、きめの細かい建築確認行政が行われ、このことが、武蔵野市の良好な住環境の形成に寄与し、武蔵野市の高い評価につながっていると喜んでおります。

しかし、昨年11月15日号の市報において発表された、武蔵境駅北口市有地有効活用事業の計画を見ると、都市計画法により2階までしか建てられない土地において、2階建ての屋上にバーベキュー場を設置するという計画となっていることに驚きました。

建築基準法施行令第2条では「昇降機塔・装飾塔・物見塔その他これに類するもののうち8分の1以下の面積のものは階数として算入しない」と定められ、具体的な運用方針として、平成7年5月22日付で日本建築主事会議の基準総則研究会が「階数に算入されない建築物とは、通常の使用時には人が進入せず、かつ、用途、機能、構造上、屋外に設けることが適当であるもの」と示しています。

我々、武蔵野市内で不動産業や設計・建築に携わる者は、これまで市民や民間事業者に対して厳格な対応をしてきた武蔵野市の建築指導行政が、市の事業に限り基準を甘くするようなことはないものと信じており、以下の事項について市の考えを明確に示していただきたく陳情いたします。

記

- 1 階数に算入されない屋上設置物の基準は、日本建築主事会議の基準どおりに実施するのか、あるいは市の独自基準で行うのか明確に示してください。
- 2 仮に市の独自基準で行った場合に、違法な建築としてみなされ損害賠償請求の原因となる可能性があります。武蔵野市の建築主事は責任をとれるのでしょうか。
- 3 市有地ならよくて、民有地ではだめというようなことはあってはならないと思いますが、公正な建築確認行政を進めるという立場を明確に示してください。